

令和7年度第2回福島県社会福祉審議会議事録

日 時 令和7年11月14日（金）
午前10時00分～12時18分
場 所 自治会館 3階 大会議室

（部企画主幹） 皆様おはようございます。

時間前ではございますが、あらかじめお配りしております資料確認をさせていただければと思います。次第及び出席者名簿、座席図、資料1-1、1-2、資料2-1から2-3、資料3、資料4でございます。お手元に不足する資料がございましたら、お近くの職員までお声掛けをお願いいたします。

本社会福祉審議会はオンラインによる出席を採用してございます。本日は委員6名がオンラインでの出席となっております。また本日は原野委員からオンラインでのご出席とのご連絡をいただいております。お配りしております名簿から変更となっております。映像や音声の乱れが生じた場合には、コメント機能もしくは電話で事務局担当者へお知らせくださいますようお願いいたします。

（開 会）

（部企画主幹） それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和7年度第2回福島県社会福祉審議会」を開会させていただきます。私、議長に進行をお願いするまで、司会を務めさせていただきます。福島県保健福祉部企画主幹の高野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず始めに、福島県保健福祉部長の菅野俊彦より御挨拶を申し上げます。

（保健福祉部長） おはようございます。保健福祉部長の菅野でございます。開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には日頃より本県の保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災から14年8ヶ月が経過いたしました。被災者の見守りや心身のケアの継続、県全域での医療福祉介護人材の確保など、本県を取り巻く課題は山積しております。こうした中、県といたしましても、本県の復興創生を早期に実現できるよう、直面する課題に果敢に挑戦し、市町村、関係団体の皆様とともにしっかり取り組んでまいります。

本日は福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理をはじめ、3つの議題を御審議いただくこととなっております。委員会の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見

をいただきますようお願い申し上げます。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(部企画主幹) 委員の皆様の名簿及び本日の出欠状況につきましては、お手元の名簿の通りとなりますので、御確認をお願いいたします。

また、事務局職員につきましては、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の菅野の他、お手元に配布しております事務局名簿のとおりでございます。

次に、定足数の確認をさせていただきます。

現時点で審議会委員 22 名のうち 16 名の委員が出席されております。これは福島県社会福祉審議会条例第 6 条第 4 項に規定する過半数の出席を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それではこれより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、福島県社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、委員長が議長となり、委員長には挨拶をいただいた後、会議の進行をお願いいたします。

鎌田委員長よろしく願いいたします。

(鎌田委員長) 皆様おはようございます。ただいま御指名いただきました、医療創生大学心理学部の鎌田と申します。

本日、部長より御説明ありましたように、議事がそれぞれ審議事項 2 件、それから報告事項 2 件になっております。

特に注目したいのは、のちほど具体的に審議しますが、審議事項 1 で取り上げる、保育所で発見・発生する虐待通報案件の義務化についてです。

とうとう保育士さんたちもその対象になってしまったのかという非常に残念な思いもございしますが、過去には本県でも保育所で発生した虐待ケースについては、原野先生に部会長をお願いし、委員会の皆様方の御協力のもと、報告書を県に提出をいたしました。

その節は大変労力をおかけしまして、お世話になりましたと同時に、児童関係の領域にも一石を投じていただいたものと記憶しております。

また本日は、県保健医療福祉の復興ビジョンの進行管理状況を御審議いただきますけれども、事務局にはこの大量のデータの集計・編集作業を経てこのような報告書をまとめていただき、御礼申し上げます。

この進行管理は数量で示された達成状況でございますが、あくまで県全体の数値であり、地域を見回しますと、地域格差は拡大をしております。

この全体を見ながら同時にメゾン、ミクロといった地域個人の領域にも思いをはせながら、皆様方には御審議をお願いしたいと思います。

それでは簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。着座で進行を進めた

と思います。

まずはじめに議事録署名人の指名でございますが、私から指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

それでは、福島県女性支援推進会会長の吉川三枝子委員、会津大学短期大学部講師の吉田亜矢委員のお二人にお願いをしたいと思います。

はい。それでは、審議事項に入ります。まずはじめに、福島県社会福祉審議会運営規程の改正について、事務局より説明をお願いいたします。

(保健福祉総務課長) 事務局の保健福祉総務課長の長尾でございます。議題につきまして御説明申し上げます。資料の1-1を御覧ください。

議題の1番でございますが、福島県社会福祉審議会運営規程の改正でございます。資料に沿って御説明申し上げます。

1番、保育所部会の調査審議事項について説明いたします。改正内容につきましては、今会長のお話がありましたが、保育所等における虐待等の不適正事案が相次いでいることから、児童福祉法が改正されまして、職員による虐待について通報義務等の対象に保育所等が追加されたところでございます。

また、保育所等の職員による虐待について事実確認、施設の設置者等に対する指導、助言等を行った場合に、都道府県児童福祉審議会に対して報告するとともに、審議会は県の報告に対して意見を述べることで、あるいは、施設職員に対して説明資料の提出を求めることができることとされました。

併せて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律においても改正になりまして、幼保連携型の認定子ども園の職員による虐待についても同様となったところでございます。

本県においては社会福祉審議会におきまして、児童福祉に関する事項を調査しており、今般の改正を踏まえまして、保育所等の職員による虐待に関して、県が講じた措置につきまして、保育所等に関する事項を調査審議している社会福祉審議会児童福祉専門部会の保育所部会へ報告を行うという改正を行うものでございます。

改正の内容については、(2)番の通りでございます。運営規定の第4条をこのような形で、文言を追加することとございます。法改正に係る詳しい資料につきましては、裏面に降に記載してございます。以上でございます。

(鎌田委員長) ただいま事務局より、福島県社会福祉審議会運営規程の改正について説明

がりましたが、皆様方から御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい。星委員お願いいたします。

(星委員) はい。福島県社会福祉施設法人経営協議会の星と申します。よろしくお願いたします。

高齢者や障害者の方も、通報については法律で決まっているわけでありませけれども、またこんな事象が起こって問題があったことも事実なので、この通報に意味があると思っております。

ただよくわからないのは、施設でいろんな話を聞いてますと、リベンジ通報みたいな人々による、カスハラが問題になっております。リベンジ通報というのは、職員の誰々からいじめを受けたような気がしたので、面白くないから、通報してしまうというような事例です。

そうすると、うちの通報対応の場合、匿名のケースにおいても、この事情をきちっと精査しております。施設にもヒアリング・調査をいたしますが、そこに行く段階では、もうすでにそんなことがないとわかっているケースもあります。今後、同様に振り回されてしまうケースもあるかもしれないと、懸念しております。

こういった場合、通報した人は匿名と言いながら、その1回だけではない場合もございます。現場の状況を確認するすべといたしますか、通報を受けた県はどのように内容を精査していらっしゃるのか。通報内容について、施設側の話もきちんと聞いて、状況を吟味した上で対応に当たらないと、施設はもちろん、自治体も振り回されただけというケースが起こる可能性もあると懸念しております。

通報制度自体には賛成いたしますが、県において通報から虐待認定までのプロセスがどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

カスタマーハラスメントも増えている中で、虐待認定のあり方について少しお話をいただければと思うのですが事務局でいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(子育て支援課長) 子育て支援課から回答させていただきます。

委員御指摘の通り、通報内容は程度問題、様々な内容があるものと承知してございます。

そういった部分から、今回の改正におきまして通報制度ができたわけでございますが、かねてより、こういった通報も我々としては受け付けておりますけれども、内容を精査する上でも、例えば保育所であれば、市町村と連携をしながら、情報の聴取漏れ等がないかというところは、密に連携をしていながら、さらに情報聴取の片手落ちにならないように、原則としては、対象となる施設の職員全員に対してヒアリングを行うという形で予定してございます。

そういったところを徹底しながら、情報の精査をし、事実認定というところをしっかりと行っていきたい考えであります。

(鎌田委員長) はい。星委員いかがでしょうか。

(星委員) ありがとうございます。

通報制度は当然あったほうが良いが、結果として、サービス提供に非常にマイナスになっているケースもある。前提として、職員は施設の方針に沿って、全員がきちんとしたサービスを提供すべき。できない職員がいたらそれはそれで問題ですが、「制度があるから何でもかんでも通報すればいいんだ。安易に電話して言ってしまえば勝ち」みたいな通報がある。良いサービスにつなげるというところから逸脱した、個人的な反感や、誰かに対する制裁であるとか、そんな目的で使われているケースがある。

しっかりと自治体と施設で事前の連携をとりながら、通報について正当な評価、正当な調査というものをしていただきたいなと思います。

(鎌田委員長) 星委員ありがとうございます。

また、カスタマーハラスメントに転じないかという懸念、そして子どもたちを守るという観点で、精査をしながら進めるという事務局のお答えもありましたので、粛々と進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

その他、はい。篠原委員お願いいたします。

(篠原委員) 私、民生児童委員協議会の篠原でございます。

法の改正に伴う保育所部会への報告ですが、中核市は含まないと説明がありました。児童館については中核市も報告をするということでしたが、県においては、福島・郡山・いわきの虐待等については報告されているのでしょうか。

いわき市の場合には、要保護児童の協議会がありまして、実務者それから責任者とか、そういう会議があって出席するので、浜児童相談所の虐待件数とかそういうものは知ることができんですけども、なかなか県の審議会にはそういった報告が上がってこないんでなぜだろうと思ってたんですが、今日書類をいただいて、初めて中核市は、市独自で報告とか審査するというような形になってるのはわかりました。県としては、中核市の3市にかかる状況を把握してるのか、その辺を聞きたいと思います。

(鎌田委員長) はい。よろしく願いいたします。

(子育て支援課長) はい。子育て支援課から回答させていただきます。

例えば、中核市の内容につきまして県に相談が入ったというような場合ですと、中核市

で対応を行うこととなっておりますので、法改正前は中核市で行っている内容でございます。今後、法改正後におきましても、これまで同様対応は中核市で行っていただきますが、内容については、中核市の分も今後は県に報告されるという形になります。

(篠原委員) はい。わかりました。

県が入って中核市分も把握してるのであれば、私たちも保育所部会や児童処遇部会に所属しているので、そういう情報をいただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

その他、御質問御意見、はい。村田委員お願いいたします。

(村田委員) はい。福島県授産事業振興会の副会長しております村田です。

先日、地域の親子から、相談したいことがあるので、純子さん、教育委員会と一緒に行ってくれないかということがありました。私は直接行って話しましょうと言って、教頭先生のところに行って、御説明したんです。

ふっと思うのは、子どもたちの証言なんですけど、私たちは実際に現場にいないじゃないですか。問題のある先生がいたとして、問題行動をやっているかやっていないか、子どもたちの言葉だけじゃわからないですよ。

昔、私たちは本当に先生を尊敬してましたし、親も尊敬してました。しかし、この頃カメラでまた女の子の写真を撮ったなどのニュースを聞くと、揺れ動いてるわけですよ。私自身がね、先生を信じて良いかわからなくなっちゃったんです。

この親子から相談があった問題に関しては、もう先生を信用しましょう、そして前に進みましょうとなりました。一番大切なことは、この子が本当に学校に行きたいとか、どこかに行きたいってなることだと思うので、そこは行くようになったんですけど。

今の話をお聞きしましたら、何かあった時に隠しカメラとかあればわかるんだろうけど、誰を信じて、どの言葉を信じていいのかというのが、私も大変困ったなと思ったんですけど、どうしたらよいんでしょうね。

例えば何か事件が起こった場合の対応って、いろんな方に聞いてまわるので、虐待であれば、他の先生たちに聞いてみるのか。どこを是正するのか、教えてほしいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

虐待認定についてのより踏み込んだ情報を少し提供いただけると、ありがたいなと。お子さんたちの証言であるとか周囲の証言がどこまで信頼性のあるものなのか、非常に疑問が出てくる場合もあるだろうということで、事務局でよろしいでしょうか。

(子育て支援課長) はい、子育て支援課からお答えさせていただきます。

お手元にお配りしております資料のうちで1-2という資料がございます。めくっていただきますと2枚目の下の方に、6ページという表記のものがございます。

基本的にはこうした形で、手順がガイドラインに示されてますので、県と市町村で連携させていただきまして、通知・通告を受けまして、情報収集、さらには、その情報収集をした結果、市町村等と一緒に、対応方針の決定、協議、あるいはさらに調査する必要があるかどうかなども踏まえまして、対応していくという形で、事実認定、虐待認定をしていくものと定められております。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

行政もすでに高齢者の認知症の方の虐待認定であるとか、あるいは障害者の判断能力のない方の、障害認定をチームで行いまして、長けておりますので、やはり子どもについても、客観的な情報を基に、事務局から先ほどご提示いただきましたように、慎重に認定していくのでしょうか。また走り出して、いろいろな問題も生じるかもしれませんが、いろんなご不安がある中で、貴重な御意見いただきました。いかがでしょうか。

(村田委員) ありがとうございます。またよろしく申し上げます。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。はい。吉原委員、お願いいたします。

(吉原委員) はい。虐待関係じゃなくても大丈夫ですか。

(鎌田委員長) 運営規定に関していけば。

(吉原委員) 実は私この審議会、ずっと参加させていただいているんですけども、実は運営規程の中で、7ページの専門部会につきまして、この「身体障害者福祉専門部分科会」について、他の知的とか精神の分科会はないのかと気になっておりました。規程に必要な応じてその他の分科会を置くことができるとは書いてあるんですけど、いつもこの身体障害者福祉専門分科会になってるんですね。

ですので、もうそろそろ障害者総合支援法になっているので、この身体じゃだけじゃなくて、全ての障がい者に関する専門分科会を開催していただきたいとは思っているわけです。特に私みたいに精神をずっとやってきた人間にとっては、この辺が違和感あるのかなと思っていますので、その辺も検討していただければ大変ありがたいと思います。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。障がいに関する分科会への御要望でしたが、いかがでしょうか。はい。お願いします。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課長の大島と申します。

こちらの部会の位置付けについては、8ページの部会の第4条を御覧ください。

調査審議事項というところで、この身体障害者福祉審査部会で何をしているかという、障害者手帳の判定のときに、難しい方がいらっしゃったときに、こちらの社会福祉審議会でお医者さん等の専門の委員を指定をさせていただいて、その難しいケースについて、障害区分どこになるのかという審議をさせていただくという役割で、こちらの部会を設けています。障がい者に関する事項を検討する、あるいは身体障がい者に関する事項を検討するというよりは、障害者手帳の級をどこにするかという機能を持つ部会になっております。

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。確かお医者さんがけっこう委員構成に入っておられたと聞いております。

(保健福祉総務課長) 補足を申し上げます。ただいま御説明申し上げたとおり、資料の8ページ第4条に部会等ございまして、この中で調査審議事項が決まっているという内容でございます。

ここに無いものについては、この社会福祉審議会で審議をしていくという内容になりますので、その点御理解いただければと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。社会福祉審議会で取り上げるということで、吉原委員の御質問の対象の部会は、手帳取得に関する協議があった場合に開催されるものでございます。

(吉原委員) わかりました。ありがとうございます。

(鎌田委員長) 吉川委員、いかがでしょうか。

(吉川委員) 今ほど保育園の虐待のことで皆さんから様々御意見出ておりましたけれど、実際、保育園の第三者評価等に関わってる中で、今、保育園にはかなり教室にカメラ設置されているところが増えてきております。

そこで事故が起きたとか何かが起きた時に、保護者の方に状況をよく説明するためとか、検証するためという理由で入ってるところが多くて、そういった映像も、調べる時に、調査の対象として参考にされると、もう少し正確なものが上がってくるんじゃないかと感想として思いましたので、発言させていただきます。

(鎌田委員長) 貴重な情報提供ありがとうございます。

その他、オンラインの委員の皆様方から何か御意見御質問等ございませんでしょうか。はいオンライン参加の小林委員お願いいたします。

(小林委員) はい。よろしくお願いいたします。

高齢者や精神障がい者とか、そういった方に比べると、児童というのは虐待が明るみに出やすい側面があるのかなと思う一方で、資料1-1の改正理由の下線部分なんですけれど、「施設の設置者等に対する指導助言等を行った場合」となっております。

指導助言等の中には、先ほど中核市等のお話もありましたが、相談の機能であったりとか、意見交換等の機能も必要なのかなと個人的にすごく感じております。私も介護事業所を運営しております、どうしても社会に必要なものである、あまり厳しくしすぎるのもどうなのかと。とても重要なところだとは思いますが。

ただ、どうして問題が起きてしまったか、という聞き取りであったりとか、あとは相談の機能のようなものがあると、もっといい方向に行くのかなと。北風と太陽ではないんですが、そんなことを思いながら聞かせていただきました。そのあたりはいかがでしょうか。

(鎌田委員長) どうでしょうか。はい。

(子育て支援課長) はい。子育て支援課からお答えさせていただきます。

例えば保育所でしたら、うちに保育所のアドバイザーというものがおりまして、日頃から関係保育所にはアドバイス、あるいは悩み相談というような対応を行っているところでございます。

そういったところも踏まえまして、仮にそういったところで事案が発生してしまえば、事前にあった相談とか、記録なども参照していきながら、総合的に判断をさせていただきたいと思います。委員がおっしゃったように常日頃の相談であったり、意見交換であったりと、いうところは、非常に大切なものと認識してございますので、今後とも、巡回支援等の強化を行っていきたい考えでございます。

(鎌田委員長) 小林委員いかがでしょうか。

(小林委員) はい。ありがとうございます。承知いたしました。

(鎌田委員長) はい。貴重なお気づきの御意見ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。はい。星委員。お願いいたします。

(星委員) すみません。この福島県社会福祉審議会運営規定の、専門部会第3条の、一番下に計画策定専門分科会について質問です。

この計画策定専門分科会はまだ存続しているのか、無くしたんだけど表だけ残っているのか、伺いたい。

(鎌田委員長) ありがとうございます。資料1-1の7ページの計画策定専門分科会がまだ存続しているのかどうかという御質問でございました。事務局お願いいたします。

(保健福祉総務課長) 計画策定専門部会について御説明申し上げます。

保健福祉部全体の計画である福島県保健福祉医療復興ビジョンや、地域福祉計画について、必要に応じて御審議をいただきます。

今後も引き続き委員の皆様方には御審議いただくこととなります。

(鎌田委員長) ありがとうございます。星委員よろしいでしょうか。

(星委員) はい。ありがとうございます。

(鎌田委員長) その他ございませんでしょうか。それではオンラインでご出席の、原野委員お願いいたします。

(原野委員) 時間押してるところにすみません。そして急にオンライン出席になってすみませんでした。

この案件につきましては先日も子育て支援課の橋本さんからお会いしていろいろ御説明をいただいたところでした。すまいるえくぼに関連しまして、保育所部会でいろいろ取りまとめたところでもあります。

先ほど小林委員がおっしゃっていたように、「通報よりは相談を」というところは、報告書の中でもやはり通報という言葉になると強いので、もっとやわらかい感じの、事前に未然に防ぐというところを大事にしたらどうか、というお話も少し書かせていただいたところでもあります。

それで、この前御説明いただいたときにも橋本さんにも、先ほど山中課長から御説明いただきました資料1-2の概要、右の通報の手順のところについて、そこを福島県ならではの内容にしていけないかと。流れとして国で示してはいるんだけど、中身としては、今後少しずつ、福島県にはこれまでいろんな事例もあったことだから、こういったことも踏まえて変えていきたいということも入れていったらどうでしょう、みたいなお話をさせていただいたところでした。

それは考えていらっしゃるようでしたし、今年の9月に東北地区の保育者養成校のセミ

ナーというのを開きまして、その分科会の中でやはり保育における虐待について、うちの大学の労働法の先生と、あとは弁護士の鈴木先生から話題提供をいただきまして、非常に養成校の教員も、保育所における、こういう虐待とそれをどう防ぐかに興味を持っておりますし、そこに対して、山中課長からも県がどのように取り組んでいるかという資料を少しいただいたりとかしまして、本当にありがたかったです。

やはり、いろんな人たちが興味を持って見ているので、是非ともこれをはじめとしながら福島県の中で、もっと使いやすいようにというか、やはり通報を受ける側の職員の方々もすごく疲弊すると思いますので、そういった方々のサポートなども含めまして、いろいろ考えていただければなと思いました。

すみません、感想みたいになりましたが以上です。

(鎌田委員長) 必要な情報提供ありがとうございます。資料1-2の6ページのフロー図を福島県なりの形にしていくというようなご提案をいただきましたので、また今後とも原野委員は部会長ですので、また御協力のほどどうぞよろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。それではお諮りしてもよろしいでしょうか。はい。議題1ですが、福島県社会福祉審議会運営規程を改正することについて、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。それでは、運営規程を改正することといたします。

次の議題に移らせていただきます。次に議題2、福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理についてです。事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長)

資料の2-1をご用意ください。福島県保健医療福祉復興ビジョンの概要と進行方法について御説明申し上げます。

おめくりいただいて1ページを御覧ください。この資料はビジョンの概要をまとめたものとなっております。このビジョンは福島県総合計画の保健医療福祉分野の「部門別計画」にあたり、期間は総合計画と同様に令和4年度から12年度まで、9年間になっております。資料の中段の、目指す将来の姿や基本理念に基づきまして、資料の課題になります5つの主要施策の柱をもとに推進しているところでございます。

2ページをお開きください。こちらが、総合計画に基づきます保健医療福祉関連計画の体系となっております。各課が持っている計画がこの中に入っております。繰り返しになりますが、総合計画を県の最上位計画として、この部門別計画においてビジョンが位置づけ

られております。ビジョンが統括する主な個別計画として、この下の計画が、挙げられております。昨年度はこの表の左側でございます、「福島県こどもまんなかプラン」が新たに策定されまして、今年度から新たな計画期間がスタートしています。

次に3ページをお開きください。進行管理の方法でございますが、昨年の審議会でお諮りしたものであり、変更ございません。基本的な考え方といたしましては、先ほど説明しました3つの主要施策ごとに施策の進行状況や指標の達成状況の点検を行いまして、点検結果につきまして、委員の皆様方から、御意見をいただきまして、私どもとしては、PDCAサイクルによるマネジメントを実施したいと思っております。

次に、4ページをお開きください。進行管理の様式についても変更はございません。令和5年度から、指標の達成状況につきまして、達成あるいは未達成の判定に変更を行ってるところでございますが、数字が公表されていない資料につきましては、予測分析に基づきまして、達成見込み・未達成見込みの判定を行うこととしているところでございます。

今回の審議会におきましては、資料の2-2で御説明申し上げます。

資料の2-3につきましては、各個別事業の現状分析課題、今後の方針等をまとめた資料でございます。説明は省略させていただきます。

次に、施策の進行状況について御説明申し上げます。資料の2-2を御覧ください。復興ビジョンの施策の進行状況でございます。

1ページをお開きください。こちらの資料には、主要施策ごとの施策の一覧と関連指標の達成状況について記載してございます。全体で114の指標がございます。見込みを含め達成が37、未達成が60の指標となっております。約4割程度の達成状況となっております。

5つの主要施策ごとの主な指標の達成状況について御説明申し上げます。まず1番上の主要施策の1番でございますが、達成が7指標でして、健康寿命など生活習慣病関連指標等が改善傾向でございますが、未達成の状況でございます。

次に施策の2番でございますが、避難地域の医療機関の再開状況や感染症法に基づく協定締結医療機関の確保数は達成となっております。達成が8指標と、昨年度より増加いたしました。一方で、医師数や看護職員数の関連指標等は増加傾向にはございますが、未達成の状況でございます。

次に主要施策の3番、代表指標である周産期死亡率等の指標は達成となっており、達成は昨年度と同数の8指標でございます。合計特殊出生率や婚姻件数等の指標が未達成の状況でございます。

主要施策の4番でございますが、ICT導入施設数等の指標は達成となっておりますが、市町村地域福祉計画の策定率や介護職員数の指標等が未達成でございます。

最後は主要施策の5番でございますが、おもいやり施設の協力施設数や犬や猫の苦情件数などが達成、8指標が達成となっております。一方で、福島HACCPの導入状況の指標数が未達成の状況でございます。

2ページをお開きください。こちらは主要施策の評価をまとめた資料でございます。順を追って御説明申し上げます。

まず左上の主要施策1番、全国に誇れる健康長寿県の実現についてでございます。本県の健康寿命について、令和4年度は健康寿命が目標値に達しませんでした。市町村や関係団体と協働しながら、「食塩・喫煙・肥満」という重点課題解消に向け、県民一人一人への周知・啓発や生活習慣改善へ向けた取り組みの拡大を図ることで、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指してまいります。

がん検診の受診率は横ばいの状況であり、受診率向上に向け、市町村や関係機関と連携し、がんに対する知識の普及啓発や受診しやすい体制づくりなどを推進してまいります。

次に右上の主要施策の2番でございますが、質の高い地域医療提供体制の確保についてでございます。医療施設従事医師数、就業看護職員数については、令和6年度の目標達成は困難とみられますが、県内外の医学部生に対する修学資金の貸与や県外で勤務する医師の県内への招へい、福島県立医科大学との連携による医師確保対策等を実施してまいります。

避難指示が解除された各市町において、少なくとも1施設の医療機関が開設・再開しており、双葉地域の中核となる病院は令和11年度以降開院の見込となっております。医療機関等の診療再開に向け、施設整備費や運営費等を補助し、再開及び運営を引き続き支援してまいります。

次、下段主要施策の3番左側でございますが、安心して子どもを産み育てられる環境につきまして、婚姻件数及び合計特殊出生率は過去最少を更新する非常に厳しい状況にあるため、出会い・結婚、出産の希望をかなえる取組について、市町村や関係機関等との連携を深め、より効果的な事業の構築を進めてまいります。

保育所等の整備により、待機児童数は減少傾向にありますが、小児科医師や保育士等の人材確保に取り組むとともに、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を推進してまいります。

次、下段の真ん中主要施策4番でございますが、いきいきと暮らせる地域共生社会の推進についてでございます。市町村地域福祉計画については、市町村における地域福祉計画の策定率が昨年度よりも上昇したところであり、引き続き、市町村に対する後方支援を継続してまいります。

介護関係職種の有効求人倍率は他業種に比べ高い状況にあるため、介護の仕事に関する魅力発信を行い、介護職の増加を図り、働きやすい環境の整備、人材育成の支援などを行います。

最後に下段一番右でございますが、主要施策の5番でございます。誰もが安心、安全で安心できる生活の確保についてでございます。ふくしま HACCP の導入率は、事業者の自主的な導入により増加しているところであり、目標値の達成に向け、食品事業者を対象とした研修会の開催などプッシュ型の導入推進を図るとともに、アプリの手引書や動画等を活

用しPRを進めてまいります。

以上がビジョンの全体の概要でございます。

次に各主要施策の概要や取り組みにつきまして、各主要施策ごとに担当課の課長から御説明申し上げます。

(健康づくり課長)

健康づくり推進課長の國分でございます。主要施策1 全国に誇れる健康長寿県の実現について御説明いたします。

3ページを御覧ください。主要施策1が5つの施策で構成されております。4ページから9ページまで取り組みの概要をお伝えします。本日は主な取り組みとして、施策1、2及び3について説明いたします。

4ページを御覧ください。本県はがん、心疾患、脳血管疾患の死亡事故が高く、そのリスク要因になるメタボや肥満喫煙に関する指標が全国ワーストクラスの状況でございます。生活習慣病で亡くなる方を減らすには、それらリスク要因となる指標の改善が喫緊の課題となっております。

このため、4ページの施策1「健康維持増進するための環境づくりの推進」のふくしま脱メタボプロジェクト事業として、健民アプリを活用して毎日体重と歩数を記録することで、適正体重を目指す取り組みや、5ページ施策2「生活習慣病を予防するための環境づくりの推進」の、たばこの健康影響対策事業、具体の事業としましては、「応援！禁煙川柳コンテスト」の実施や受動喫煙防止を表す色である「イエローグリーンのライトアップキャンペーン」などに取り組むとともに、今年度から新たに喫煙者本人への働きかけとしまして、モデル地域在住の妊婦やその配偶者、就学児の父母を対象に、禁煙希望者を募集し、禁煙サポートアプリを活用した禁煙支援を行っております。

6ページを御覧ください。施策3がん対策です。県のがん検診受診率は目標値を下回っている状況でございますが、受診率向上のための取り組みを強化する必要があると認識しております。そのため、がん対策推進事業としてがん検診に関心を持ってもらうキャンペーンやイベントなど、民間企業との連携による啓発や、休日に商業施設で検診を行うなど、利便性に配慮した受診機会の確保に取り組んで参りました。

主要施策1については、令和6年度からスタートしました第三次健康ふくしま21計画において、「みんなでチャレンジ！減塩禁煙脱肥満」を重点スローガンに掲げ、県民の皆様を始め、市町村や職域など関係機関と力を合わせて、引き続きオールふくしまで改善に向けた取り組みを推進して全国に誇れる健康長寿県の実現を目指してまいります。

主要施策1の説明は以上でございます。

(地域医療課長)

地域医療課長の風間でございます。

資料2-2の10ページを御覧ください。質の高い地域医療提供体制の確保についてでございます。主要施策の2につきましては4つの施策で構成されておりますが、主要施策のうち、施策1及び2について御説明させていただきます。

資料11ページ御覧ください。施策1「医師看護師等の医療従事者の確保と質の向上」についてでございます。資料中段、施策の主な実施状況の1段目、医療従事者修学資金貸与事業におきまして、看護職員や理学、作業療法士、また診療放射線技師等への修学資金の貸与による、県内定着促進の他、3段目にあります、医師の確保定着のための地域医療支援センター運営事業等によりまして、新たに指導医2名を新規に確保するなど、医療従事者の確保に取り組んできたところでございます。引き続き医療人材の安定的な確保と県内定着を図るため、これらの事業を継続的に維持してまいります。

次に資料12ページを御覧ください。施策2「安全安心かつ質の高い医療提供サービスの確保」について御説明申し上げます。資料の中段、施策の主な実施状況の3段目、避難地域等を医療復興事業についてでございます。避難地域の住民機関と医療再生を加速させるため避難地域等における医療再生、医療機関の再開、新設及び運営の支援に取り組んで参りました。10ページに掲げております。避難地域等の医療機関数の再開状況につきましては令和6年度で42医療機関となり、目標を達成しております。引き続き医療機関に対する支援を継続するとともに、令和11年以降の開院予定であります、双葉地域における中核的病院の整備に向けて取り組みを進めてまいります。

次に資料13ページを御覧ください。1段目「地域医療介護総合確保事業の在宅医療の推進」についてでございます。地域において、包括的かつ継続的な在宅医療を提供するため必要な機器整備の支援などに取り組んで参りました。引き続き、在宅療養生活を支える人材の確保や医療機関と高齢者施設の連携、また他職種連携を通じ、質の高い充実した在宅医療提供体制の構築に向けて、取り組みを継続してまいります。

説明は以上でございます。

(こども・青少年政策課長)

こども・青少年政策課長の斎藤と申します。私からは、主要施策3「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」の主な実施状況について御説明申し上げます。

16ページを御覧ください。主要施策3は5つの関係施策で構成されており、本日は施策の1、2、3について御説明申し上げます。

それでは17ページを御覧ください。施策1「出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現」より「結婚・子育て応援事業」でございます。当事業では、結婚を望む人が結婚し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、ふくしま結婚・子育て応援センターとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施しております。また、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村が独自に実施する少子化対策を支援しております。令和6年度からは、民間企業等と連携し、企業等が企画

する若手社員向け交流活動への助成や企業間交流による婚活イベントの開催など、福島で働く若者の出会いの機会の拡充にも取り組んでおります。

事業の成果でございますが、結婚マッチングシステム「はび福なび」などによる令和6年度の引き合わせ数は1,248件、成婚報告数は28組となるなど、若い世代の多様なニーズに応じた婚活イベントを数多く開催し、出会いの機会の創出を図りました。令和7年度は「はび福なび」に交際期間中の様々な相談にチャット形式で対応する新たな機能等を追加するとともに、民間企業と連携した婚活支援として、ライフデザイン等の若者の関心が高いテーマによるセミナーと交流会を組み合わせたイベントを新たに開催することとしており、今後とも出会いの機会のさらなる拡充に取り組んでまいります。

次に19ページをお開きください。施策2「子育て支援」より「えがお輝くふくしまの保育支援事業」でございます。保育施設における子どもの「遊び」の環境改善や、臨床心理士等の派遣による配慮を要する児童への保育士の対応力向上、巡回相談による保育士の悩みの解消及び職場環境の改善などに取り組んでおります。令和7年度は、新たに地域に関わりながら豊かな遊びの環境を創り、地域で子どもを育む意識の醸成を図る事業に取り組む他、臨床心理士等の派遣や職場環境の改善に向けたセミナーを継続して実施するとともに、保育士に寄り添った巡回相談を重ねることで、よりよい保育環境づくりを進めてまいります。

次に20ページをお開きください。施策3「援助を必要とする子どもや家庭への支援」より「子どもの心のケア事業」でございます。震災・原発事故により不安を抱える子どもの心を見守っていくため、ふくしま子どもの心のケアセンターを設置し、地域や学校等を訪問して相談支援を行っているところであり、今後も子どもの心に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に「ヤングケアラー支援体制強化事業」でございます。ヤングケアラーの早期発見と早期支援のため、SNSによる相談対応をはじめ、関係機関相互の円滑な調整を担うコーディネーターの配置等を行っております。令和7年度は、市町村への有識者等の派遣回数を増やす他、支援者向けの支援事例集の作成等に取り組んでおり、関係機関と緊密に連携しながら支援体制の強化に努めてまいります。

主要施策3につきましては以上でございます。

(社会福祉課長)

社会福祉課長の本多でございます。私からは主要施策4「いきいき暮らせる地域共生社会の推進」の主な実施状況について御説明いたします。

23ページをお開きください。23ページ右上となりますが、主要施策4は4つの施策で構成されておまして、指標数は28、達成が6、未達成が12となっております。

24ページを御覧ください。施策1「県民一人一人がともにつながり支え合うことのできる社会づくりの推進」の主な事業の1段目ではありますが、「地域共生社会構築支援事業」

でございます。事業の概要としましては、地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のため、市町村支援及び人材育成に取り組んでおります。地域福祉計画につきましては、未策定の10市町村に対し、ワークショップの開催などにより、今後も支援してまいります。

26ページをお開きください。施策2「介護・福祉サービス提供体制・質の向上」の主な事業の2段目、「介護のしごと魅力発信事業」でございます。事業の概要としましては、小学生の親子を対象とした介護イベントや若手職員を高校に派遣する交流会などを実施するものであります。若手職員を高校に派遣する出前授業につきましては、参加した高校生に対するアンケートの結果、介護への関心度につきましては、事業前は44%でありましたが、実施後につきましては、82%に向上したという結果でございます。また新規の取り組みとしまして、高校生を対象とした介護の仕事の魅力伝える映像を作成し、YouTube動画等で配信しており、5万回以上の再生が行われているところでございます。

次に施策の主な事業3番目、「ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業」でございます。介護施設等での人材不足が課題となっていることから、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護テクノロジーを普及促進し、生産性向上を目指すこととしております。今後は昨年度開設しましたワンストップ型の相談窓口、「ふくしま介護生産性向上支援センター」での相談対応や伴走型の支援を強化し、事業者の多様なニーズを適切な支援につなげられるよう、効果的に取り組みを進めてまいります。

次に28ページをお開きください。施策3「障がいのある方が生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進」の主な事業であります、「障がい者の社会参加促進事業」でございます。芸術文化活動を通して、障がいや障がいのある方への県民の理解を深めることで、障がいのある方の活動の場を広げる機会の創出につなげております。また、ふくしま共生サポーターの養成や民間事業者を対象とした合理的配慮セミナーの開催などにより、社会全体の理解を促進するとともに、障がいのある方が社会参加しやすい環境づくりを進めております。

説明は以上でございます。

(食品生活衛生課長)

食品生活衛生課長の遠藤でございます。私からは主要施策5「誰もが安全で安心できる生活の確保」の主な施策の実施状況について説明させていただきます。

資料30ページをお開きください。主要施策5は6つの政策で構成されております。本日は主な取り組みといたしまして、施策1「水道基盤の強化」政策2「食品等の安全安心の確保」この2つについて説明をさせていただきます。

資料31ページをお開きください。施策1「水道基盤の強化」でございます。ページ中ほどにあります施策の主な実施状況として2つの事業を記載しております。まず上段、水道事業基盤強化広域連携推進事業でございますが、将来にわたり水道サービスを持続可能

なものとするため、市町村等の若手職員の皆様を対象に技術研修会などを開催するとともに、地域単位での水質検査や施設の運転管理業務の共同委託、資材の共同発注など、水道事業体の連携体制の構築に向けた議論を進めて参りました。また本年度からは、宮城県と連携し、水道水の漏水調査を共同で取り組むなど、水道広域連携の充実強化を図っているところです。次に下段、水道水質安全確保事業でございますが、こちらは県民の皆様にご水道水を安心してお飲みいただけるよう、定期的に放射性物質の検査を実施し、その結果をホームページで公表しているところです。引き続き、水道事業の基盤強化を推進するとともに、速やかな放射性物質検査の実施と検査の公表により、安全な水道水が安定的に供給されるよう、市町村等を支援して参ります。

続きまして32ページをお開きください。施策2「食品等の安全安心の確保」でございます。ページ中ほどにあります施策の主な実施状況について、2つの事業を記載しております。

まず上段、福島県産加工食品の安全安心の確保事業でございますが、こちらは県内で製造加工される食品の安全性確保を図るため、本県ではふくしま HACCP という衛生管理手法を構築し、関係団体と連携した導入研修会の開催や、施設の立ち入り調査時に具体的な助言指導を行うなど、ふくしま HACCP の導入を推進しているところでございます。また、食品の安全安心の確保につきましては、消費者の皆様のご理解を深めていくことも重要であることから、これまで県が実施してきました放射性物質検査の結果に関する情報発信にも力を入れてきたところでございます。

次に下段、食品中の放射性物質対策事業でございます。こちらは県内で製造加工される食品を対象に放射性物質検査を行い、基準値を超える食品の流通を未然に防止するとともに、検査結果を公表し、県産食品に対する不安の解消と風評の払拭を図ってきたところでございます。引き続き、これらの事業を継続的に実施し、食品の安全確保を図って参りたいと考えております。

主要施策5の説明は以上となります。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について説明がありました。委員の皆様方から御意見、御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。吉原委員お願いいたします。

(吉原委員) はい。今、大変社会的に話題になっております、クマ対策です。会津地方、本当に毎日のようにクマが出ております。ですので、他の県と比べて、福島県の対策がどのようになっているのか、これからはどのように進めていきたいのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

(鎌田委員長) いかがでしょうか。動物愛護はビジョンに記載があったんですが、そういう被害状況についての関係は、よろしいでしょうか、お願いいたします。

(保健福祉総務課長) まず全体でございますが、私どもの部というのは、保健医療福祉という、名前のおりですが、この分野を所管しておりまして、クマ対策については他の部、自然環境を所管している部あるいは危機対策を所管している部、こちらで適切に対応しているものでございます。

(鎌田委員長) 今日ご出席の部署では、対応部署が違うのでという説明でございましたので、またいろいろな情報をホームページで確認するとしますと、どこの部署で検索するとよろしいでしょうか。

(保健福祉総務課長) 1つは生活環境部の自然保護課だと思います。あと2つ目は危機管理部で所管していると思いますが、クマそのものの動向や生態については、自然保護課のホームページを御覧いただければと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。吉原委員いかがでしょうか。

(吉原委員) わかりました。ただあの、本当に毎日のことですので、これからますます特に会津地方なんかは、ひどくなっていくんじゃないかと思っておりますので、県でしっかりと対策を練っていただきたいと思っております。

(鎌田委員長) ありがとうございます。部局横断的な立ち位置で何かご検討いただければということで、参考意見賜りましてありがとうございました。

その他いかがでしょうか。それでは、オンラインの遠藤委員いかがでしょうか。

(遠藤委員) すみません。

友達の話なのですが、やはり食品の安全安心の確保で、いつもミキサーとかで細かく刻んで放射性物質の検査に出してから、農産物直売所とかに出してるという問題が毎回あって、けっこう大変なんだという意見が私のところに届いてます。

これって他県は、みんな同じようにしているのかどうか。あと、いつまでこういう状況が続くのか。見通しはまだわからないと思うんですけど、福島県が検査しているということ自体がもう安心安全というのはわかるんですけど、やってる人たちはすごく大変な思いをしてると聞いております。こういう人たちに補助があるのかということもお聞きしたく、お願いいたします。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

食品生活衛生課で、放射線の物質検査でミキサーにかけるなどいろいろなご負担周りお話しいただいたわけなんです、そのあたりいかがでしょうか。お願いいたします。

(食品生活衛生課長) はい。食品生活衛生課でございます。

まず本県産の食品の基準の取り扱いにつきましては、私ども保健福祉部では、何らかの形で人が調理、味つけをしたいわゆる加工食品の検査を実施しています。今ほど御意見いただきました農産物直売所等におきましては、農産物である野菜や果物を対象に検査が行われています。これら農産物の検査や基準の取り扱いにつきましては、農林水産部において対応しており、事業者のお話を伺いながら、国への要望活動を行うなどの取組をしているところです。

私ども保健福祉部といたしましても、農林水産部と情報の共有を図りながら、加工食品の放射性物質検査については、発災当時のように闇雲に全ての加工食品を検査の対象にしているわけではありません。これまでの検査結果から、放射性物質の基準値を超えそうな食品がおおよそ分かってきています。例えば、きのこや乾燥食品などで、要するに濃縮工程のある食品は基準値を超える可能性が高くなっています。

そういったデータを関係者に還元し、生産者の方の負荷を落としつつ安全安心を確保することで、消費者の皆様は福島県産の食品は大丈夫なんだ、というところを両立させながら、施策を進めていく必要があると非常に強く感じているところでございます。

従いまして先ほどいただいた御意見も、農産物の検査を行っている部局と共有し、今後の検査のあり方や頻度などに反映させていければと考えております。

(鎌田委員長) ありがとうございます。遠藤委員いかがでしょうか。

(遠藤委員) はい。ありがとうございます。

けっこう大変なんだと、最初に直売所に納めるとき、必ずミキサーにかけて細かく刻んでやらなきゃならないと聞いてまして、苦勞を感じたため、ここで発言させていただきました。理解しました、ありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

(鎌田委員長) 貴重な御意見ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。吉川委員お願いいたします。

(吉川委員) すみません。介護の魅力発信事業で取り上げられておりますけれども、介護職の仕事が技能オリンピックの職種に入る予定だっことを聞いたので、そういったことも含めて介護職員さんが自分の介護技術を磨くことは、介護技術の向上に繋がると思いますので県としてもそういうのを支援していただければなと思ひまして発言しました。

後もう1点なのですが、介護ロボットの導入で、県内の介護事務所でも少しずつ導入は進んでるんですけど、導入のときは基金事業を使えるのですけれど、5年後のメンテナンスだったり、そういうときに多額のお金がかかってしまうので、導入を躊躇しているという御意見もけっこう聞く機会があるので、そういったところでもその基金事業の支援を受けられると、もう少し導入が進むのかなと思っておりましたので、お伺いしたいと思います。

以上です。

(鎌田委員長) 介護の部分での御意見と、2つ目が御質問です。

(保健福祉総務課長) まず1つ目は技能五輪の関係でございますが、委員もご存じかもしれませんが商工労働部で所管しているというところでございます。

介護労働者の確保、あるいは技能向上という観点では非常に喜ばしいと思っておりますので、商工労働部とも連携をしながら、選手の育成であったり選考であったりというのを、進めていきたいと思っております。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

(高齢福祉課長) 高齢福祉課でございます。介護ロボット、いわゆる ICT の導入で御意見ありがとうございます。

なかなか導入が進んでおまして、令和5年度で221件。令和6年度で231件と年間150件程度の目標でおるんですが、目標を超えるような導入件数で進んでいるところでございます。

御意見いただきましたケースは、マッチングしなかったりとか、そのあとのメンテナンスが課題というのでしょうか。そういったところにつきましては、昨年7月に、郡山に介護支援向上支援センターという、相談窓口を設置してございます。

ひとまず何か課題があったときとか、相談するようなこと、それからメーカーにつなぐことなんかも、対応としてやっておりますので、もしよろしければそういったところも活用いただいて、効果的な導入につなげていただければと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

(鎌田委員長) 吉川委員はよろしいでしょうか

(吉川委員) そのようなことを相談あった時にはお伝えしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(鎌田委員長) その他、御意見御質問などございませんでしょうか。はい。村田委員お願いいたします。

(村田委員) 私は南相馬市なんですけど、今問題になってるのは70代のお医者さんですね、今ペーパーレス化してお医者さんがパソコンで打たなきゃだめだから、ゆくゆくは自分たちはもうやめると言っております。

私も郡山の病院とか、南相馬市の病院行っていると、ご高齢の先生がパソコンを打つのが大変だからって、看護師さんが、もう一生懸命パソコンに向かってやってるんです。私大好きな先生がいて、向かい合って手を差し伸べられるだけで、もう何か治ったような感じがするんです。南相馬市のお医者さんも同じように、私の大好きな先生がこう向き合って、そうだねってお話を聴いてくださる。これ、もうみんなが元気になりますね。でもペーパーレス化なんかどんどん進めていったら、この素晴らしい70代の先生たちが辞めてしまう。

また新聞で、福島医大の先生たちをこれから、県内各地域、特にいわきなどに派遣したいという記事も見ました。長期的に見ていかないと、本当に自分たちを見てくれるお医者さんがなくなるんじゃないかと、私は心配しています。こういったことを踏まえて、医師確保についてどのように考えていらっしゃるか、教えて欲しいんですが、いかがでしょうか。

(鎌田委員長) よろしいでしょうか。医師確保について、長期的な視点で、今どのようにお考えでしょうかという御質問でございました。いかがでしょうか。

(地域医療課長) 地域医療課長でございます。御質問ありがとうございます。

今のお話を伺っております、1つ言葉を思い出しましたのは「医は仁術なり」と。私の祖父の医療の経験も踏まえまして、やはり患者さんの目を見て、しっかり手を握るといいますか、触診も含めてなんですけれども、患者の病気だけでなく、もちろんまたその背後の患者だけでなく、ご家族も診ると、そのような医療・医学というものが本当の医学だという話を聞いた記憶を思い出したところでございます。

地域医療課及び医療人材対策室としましては、今のお話など含めながら、しっかりと医師の確保と育成を県立医科大学とともに進めていかなければならないと思っております。一方で国では、少ない医療人材というものを有効にかつ適切に確保または育成するために、医療DXってことも進めてございます。2030年に向けて電子サービスの全体導入、また電子処方箋も全体導入というグランドデザインが示されているところでございます。

大切なのはバランスですね、いわゆる患者さんの目線に立った配慮の提供について、しっかりと心おきながら、心にとめながら、施策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

(村田委員) はい、ありがとうございます。

うちの施設に、南相馬市の市立病院から研修をお願いするって言われて、月に1人か2人研修医が来て、私のところで、介護やって皆さんと内職してエプロンをつけていらっしゃいませして、っていう体験を1日だけさせていたんです。その時に、私はお昼一緒に食べたんですけど、その先生たちにお伝えしたのは、これから人口減になれば、今度はお医者様が選ばれるような時代になるよって。ただパソコンに向かって、パタパタって打っているだけの先生には来ないよ、そうじゃなくてやっぱり目を向けてやってる、そういう先生に、患者さんは行くよねと、そういうことを考えて、これからの自分の生き方をしなくちゃいけないよって言いました。やっぱり南相馬市の一番流行っているお医者さんは、目を患者さんに向い合っけてきちっとやってる先生です。

これからはお医者さんも、自然淘汰されるかな、なんて私は思ってます。以上です。

(鎌田委員長) はい貴重な御意見ありがとうございます。その他、オンラインの委員の皆様方からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それではこのビジョンにつきまして、事務局におかれましては、委員の皆様の御意見を踏まえながら、引き続き進行管理していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の議題に移らせていただきます。次に報告事項としまして議題3、福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標の見直しについてです。事務局から説明お願いいたします。

(保健福祉総務課長)

続きまして議題の3番でございます。報告事項でございますが、福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標の見直しでございます。

資料につきましては資料の3番でございます。御覧いただいております、この2つの指標につきまして、見直しの御説明を申し上げます。ただいま復興ビジョンにつきまして、進行管理内容等について御説明申し上げたところでございますが、この2つの指標につきまして、目標値を変更するという見直しを行ったところでございますので、御報告申し上げます。

裏面、個票をお開き願います。個別に見直しの内容と理由を記載しております。はじめに、指標番号10の「80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合」につきましては、福島県歯科保健計画に定める令和14年度の目標値である85%を目指し、令和7年6月に見直しを行い、御報告させていただいたところであります。この目標値は、平成11年、平成17年、平成23年、平成28年の歯科疾患実態調査をもとに、データの傾向を直線で近似し将来を予測する直線回帰モデルを用いて算出したものであり、前回、令和7年6月の指標見直しにおいては、令和7年度以降の各年度の目標値を令和14年度の目標値と同

じ値である85%に設定しておりました。今回、進捗をより正確に把握し、目標達成に向けた着実な取り組みを推進することを目的として、直線回帰モデルにあてはめた各年度ごとの目標値を設定するものであります。

次の、指標番号12の「12歳でむし歯のない者の割合」につきましても同様の考え方でございます。こちらは、福島県歯科保健計画に定める令和14年度の目標値である95%を目指し、令和7年6月に見直しを行ったところであります。この目標値は、平成21年度～令和2年度の学校保健統計調査をもとに、直線回帰モデルを用いて算出したものであり、前回、令和7年6月の指標見直しにおいては、令和7年度以降の各年度の目標値を令和14年度の目標値と同じ値である95%に設定しておりました。こちらにも、進捗をより正確に把握し、目標達成に向けた着実な取り組みを推進することを目的として、直線回帰モデルにあてはめた各年度ごとの目標値を設定するものであります。

いずれも、適切な進行管理を行い、目標達成に向けた取組を一層推進するための見直しでございますので御理解をお願いいたします。以上でございます。

(鎌田委員長) はい。ただいま事務局から福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標の見直しについて説明が2点ございました。委員の皆様方から何か御意見御質問ございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

(意見なし)

(鎌田委員長) はい。ありがとうございました。それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の報告事項は、県立社会福祉施設見直し太陽の国見直しに係る工程表の進捗状況についてです。事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長)

議題の4番、県立社会福祉施設の見直し・太陽の国見直しにかかる工程表の進捗状況でございます。

資料の4番、1ページをお開きください。県立社会福祉施設のあり方につきましては、平成28年度に見直しを行いまして、この年の社会福祉審議会からの意見具申を踏まえまして、対応方針を策定したところでございます。さらに平成30年には具体的な手順方策等を工程表で示しまして、その進行管理をすることとしており、本日の審議会におきましてその状況を報告させていただくものでございます。

なお平成30年2月に策定いたしました工程表では、令和7年までとなっております、そのため、令和6年度に社会情勢の変化や新たな課題等を踏まえまして、あり方見直しにつきまして改めて社会福祉審議会において御議論いただきまして、同年の12月に意見具

申をいただいたところでございます。県といたしましてはこの意見具申を踏まえまして、今年3月に策定しました対応方針を基に、新たな工程表を今年度中に策定することとしております。

次に、平成30年2月策定しました工程表に基づき、実行状況等について御説明申し上げます。2ページを御覧ください。2ページは施設ごとの工程表の一覧となっております。左側の方に一番左側に施設名がございます。中程から右側の上段が、平成30年に策定した工程表でございます。下段が実行状況でございます。

詳細は3ページ以降に各施設の個票がございますので、この個票において説明させていただきます。

各施設の進行状況については、施設ごとに担当課長から御説明申し上げます。

(児童家庭課長)

児童家庭課長の猪狩と申します。よろしくお願いたします。児童家庭課所管の施設について説明させていただきます。施設の個票のうち、下線が引かれております箇所を中心に、前回の御報告から実行状況等に追加変更等があった内容について御説明させていただきます。

それでは資料4ページを御覧いただきたいと思っております。はじめに女性のための相談支援センターについて御説明させていただきます。前回報告からの変更点につきましては、下の方から2段目、特記事項等を御覧ください。令和6年4月1日に施行されました、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律第9条第1項に基づく県の法定必置機関となっております。また、法律の施行に伴いまして、ページ上段中ほどの施設種別につきましても婦人保護施設から変更となっております。一番下の実行状況を御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、令和6年度から施行されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づきまして、困難な女性を抱える女性の保護や自立促進のための生活支援を実施しており、今後も継続して支援にあたってまいります。

次に、6ページを御覧ください。県立乳児院についてでございます。県立乳児院につきましては、資料下段の実行状況を御覧ください。令和6年度に福島県立乳児院の管理に関する基本協定を締結し、指定管理期間を令和7年4月1日から5年間としており、運営形態につきましては、指定管理としております。令和7年3月31日をもって若松乳児院を廃止いたしまして、令和7年4月1日より指定管理として福島県立乳児院として開所しております。

次に7ページを御覧ください。総合療育センターにつきましては、同じく資料下段の実行状況を御覧ください。年次計画により、施設の改修設備の更新等を計画的に実施してきております。施設の改修につきましては、令和5年度から外壁の改修工事や空調を、令和6年からは空調工事やエレベーターの改修工事などを実施しております。設備等につきましては、エックス線の撮影装置や、FCRの画像読み取り装置、骨密度測定装置など毎年更

新や新たに設置しております。また診療体制の充実を図るために、医師等の人材確保に努めますとともに、地域医療体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等を実施してまいります。

次に8ページを御覧ください。最後に大笹生学園ついてでございます。実行状況を御覧ください。指定管理制度の導入に向け、方針を決定し、公募を実施いたしましたが、応募団体がなく、また再公募について応募が見込めなかったことを踏まえまして、県内で障害児入所施設等を運営しております法人などに聞き取り調査の実施や、公募条件の検討などを行っているところであります。

児童家庭課の所管する施設の説明は以上となります。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課所管の施設について説明をさせていただきます。

資料の10ページを御覧ください。ぼんだい荘あおば・わかばになります。ぼんだい荘あおばにつきましては、障がい者の施設、ぼんだい荘わかばにつきましては障がい児の施設になります。

実行状況を御覧いただきたいと思えます。令和7年7月ですが、障がい児の施設のわかばにつきましては、令和8年度から定員を40名から30名に、変更することとしております。利用者の方が、ずっと20名台で推移してきた経過もありますし、やはり社会情勢も変わってきておまして、代替となるサービスも浸透してきたというところで、適正な定員で見直しをいたしました。また、令和7年7月に新たな指定管理者の公募を実施しております。

続きまして資料の11ページを御覧ください。こちらから西郷村にある太陽の国の施設になります。太陽の国ひばり寮につきましては、身体障がい者の方が入所している施設になります。こちらにつきましては、今後建替等を予定しているという事情もございまして、令和6年4月に定員を100名から80名に変更し、また先ほどのぼんだい荘と同様に、令和8年度からの指定管理に向けまして、令和7年7月に新たな指定管理者の公募を実施いたしました。

続きまして12ページ御覧ください。太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘ですが、こちらの3施設は、知的障害のある方の入所施設になっております。大人の入所施設です。こちらにつきましては、この期間中に建替等を進めていく予定になっておまして、実行状況のところを御覧いただきたいんですが、令和5年6月にけやき荘の建替を行いまして、新しい施設に移転をしております。令和6年4月、かえで荘は今後建替等を予定しているという事情も踏まえ、定員を100名から80名に変更しております。また、期間中に建替を予定しておりましたかしわ荘につきましては、令和7年2月に建替が終わりまして新しい施設に移転を進めております。令和7年7月に他の施設同様、新たな指定管理者の公募を実施しているところでございます。

説明は以上になります。

(保健福祉総務課長)

最後の13ページを御説明申し上げます。こちらの保健福祉総務課で所管しております太陽の国の関連の太陽の国クリニック及び交流センター、体育館でございます。

13ページの一番下の欄、対応・方向性の実行状況のところを御覧ください。太陽の国クリニックにつきましては、今、障がい福祉課が説明した施設とともに、今年度指定管理期間が満了することから、新たな指定管理の公募を実施したところでございます。

また太陽の国交流センターにつきましては、老朽化が著しい中、機能・役割等につきまして、他の施設により代替が可能という状況も考慮しまして、条例改正を行いまして、来年4月に廃止する予定となっております。

また、勤労身体障がい者体育館につきましては、必要な修繕を適宜実施しながら施設を活用してるところでございます。令和6年度には耐震改修工事を実施いたしました。指定管理につきましては、同様に今年度新たな指定管理の公募を実施したところでございます。

議題4に関わる説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、委員の皆様方から御質問などございますでしょうか。はい。村島委員、お願いいたします。

(村島委員) 福島県社協の村島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

かえで荘とひばり寮について、建替等を予定と説明ございましたけれども、いつ頃からの予定なのか、もし可能であれば教えていただければと思います。

(障がい福祉課長) はい。障がい福祉課です。御質問ありがとうございます。

こちらの2施設につきましてはこちらの審議会の分科会でも御検討いただいております。今後建替等に向けて検討していく方向であります。

現時点において、時期についてはお話しすることはできませんが、古い施設から順々に、建替等を進めさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(村島委員) はい。ありがとうございます。

申し訳ございません。順次建替ということで、ぜひ大分古い施設なので、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

(鎌田委員長) はい。質問御意見ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。オンラインの委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(意見なし)

(鎌田委員長) はい。それではこの内容につきましては、御意見その他ないということで承知いたしました。

本日予定しておりました議事につきましては以上であります。御参加の、あるいはオンラインの各委員の皆様方からその他何かございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

(鎌田委員長) それでは本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。委員の皆様方には円滑な審議、協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

(部企画主幹) ありがとうございます。長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。

次に保健福祉部長の菅野より御挨拶を申し上げます。

(保健福祉部長) 本日は誠にありがとうございました。皆様からいただきました御意見を踏まえ、適切に施策へ反映させるとともに、今後の御意見や御要望を丁寧に向いながら、保健福祉行政の推進に取り組んでまいります。本日は本当にありがとうございました。

(部企画主幹) 以上をもちまして、令和7年度第2回福島県社会福祉審議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり御審議をいただきまして誠にありがとうございました。県庁外来駐車場の無料処理がお済みでない方は最寄りの職員にお声がけくださいますようお願いいたします。